国会事項

衆　議　院

質問書提出

三月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国民の生命線たる道路に関する質問主意書（木村太郎提出）

ロシア軍による北方領土での軍備増強計画に関する質問主意書（浅野貴博提出）

参　議　院

議案提出

三月三日議員から次の議案が提出された。

政治主導の確立のための国の行政機構の改革に関する法律案（小野次郎発議）（参第二号）

質問主意書提出

三月三日議員から次の質問主意書が提出された。

ニュージーランド地震被災者家族等の政府専用機同乗に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第一〇一号）

マレーシアのペナン・スランゴール導水事業に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一〇二号）

青年海外協力隊員等の帰国後の就職支援策に関する質問主意書（荒井広幸提出）（第一〇三号）

人事異動

農林水産省

（大臣官房付）農林水産事務官　牧元　幸司　辞職を承認する（三月二日）

官庁報告

官庁事項

中部地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成23年３月７日

中部地方整備局長　富田　英治

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	愛知県名古屋市熱田区一番町２丁目101番２から愛知県海部郡蟹江町蟹江新田字亀ノ割139番３まで
一般国道１号	三重県四日市市川北町字墨縄808番３から三重県四日市市垂坂町字肱ヶ谷1812番１まで
一般国道21号	岐阜県御嵩町井尻字丸山16番１から岐阜県可児市柿田字杉坪407番１まで
一般国道153号	長野県飯田市山本5444番１から長野県飯田市山本3205番まで
一般国道158号	福井県大野市東市布21字鮭ヶ洞１番９から岐阜県郡上市白鳥町為真字小向イ1918番４まで
一般国道302号	愛知県春日井市勝川町５丁目114番から愛知県春日井市町田町１丁目58番まで
一般国道302号	愛知県名古屋市天白区平針５丁目101番から愛知県名古屋市緑区大高町字高根山１番38まで
一般国道474号	長野県飯田市山本3762番２から長野県飯田市川路5265番１まで

２　指定する期日　平成23年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成23年３月７日

中部地方整備局長　富田　英治

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	三重県四日市市川北町字墨縄808番３から三重県四日市市垂坂町字肱ヶ谷1812番１まで
一般国道21号	岐阜県御嵩町井尻字丸山16番１から岐阜県可児市柿田字杉坪407番１まで
一般国道153号	長野県飯田市山本5444番１から長野県飯田市山本3205番まで
一般国道158号	岐阜県郡上市白鳥町向小駄良字元番所215番10から岐阜県郡上市白鳥町向小駄良字元番所216番４まで
一般国道158号	岐阜県郡上市白鳥町向小駄良字桜下135番11から岐阜県郡上市白鳥町向小駄良字桜下121番５まで
一般国道302号	愛知県春日井市勝川町５丁目114番から愛知県春日井市松河戸町字安賀2587番１まで
一般国道302号	愛知県名古屋市天白区平針５丁目101番から愛知県名古屋市緑区大高町字高根山１番38まで
一般国道474号	長野県飯田市山本3762番２から長野県飯田市川路5265番１まで

２　指定する期日　平成23年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成23年３月７日

中国地方整備局長　福田　　功

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	鳥取県東伯郡北栄町大谷字西浜田3263番から鳥取県西伯郡大山町栄田字六ツ塚原655番５まで
一般国道180号	岡山県岡山市北区西長瀬1202番２から岡山県岡山市北区楢津字道下650番１まで

２　指定する期日　平成23年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。